

身 体 犯 用
被 害 者 の 手 引

被害にあわれた方へ



けいしちょう

はじめに

この小冊子は、被害にあわれた方やそのご家族に

- 被害にあったことで、心身にどのような反応が起きて、どう対応したらよいか
- 捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか
- 捜査上、被害者やご家族にどのような願いをするのか
- 被害者やご家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか

などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安を少しでも解消できればと考えて作成したものです。

「被害にあったことが本当であるのか信じられない。」「どうしたらいいのか分からない。」などの心の問題もあるでしょう。時には、経済的な問題が起こることもあるでしょう。

しかし、こうした問題に被害者自身やご家族だけで立ち向かわなければならぬというわけではありません。

折りにふれ、この小冊子に必要な事柄を記入の上、掲載されている各種支援制度や相談窓口などをご覧いただき、利用していただくことによって、各種手続がスムーズに進み、悩みや問題解決の一助になればと願っております。

また、関係機関においても、相互に連携を図り、問題解決に取り組んでいますので、どうぞ安心してご相談ください。

法律用語とは若干異なる記載もありますが、趣旨をご理解の上、ご活用いただければ幸いです。

もう一度 あなたの笑顔を見たいから
～相談してみませんか～



目次

1	被害にあったことで、心身に様々な反応が起こることがあります。	1
2	一般的な刑事手続は、次のように進みます。	3
	○捜査活動の段階	
	○起訴・不起訴の処分を決める段階	
	○裁判の段階	
	○刑事手続の流れ	
	○少年事件の手続	
3	被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いすることがあります。	9
	○事情聴取	
	○被害にあわれたお子さまの保護者・関係者の方へ	
	○証拠品の提出と証拠資料の採取	
	○現場検証（実況見分）への立会い	
	○告訴	
	○裁判所への出頭（裁判で利用できる制度）	
4	警視庁には、警察での捜査の経過等をお知らせする制度があります。	13
	○被害者連絡制度	
5	刑事裁判に参加する制度などがあります。	14
	○被害者参加制度	
	○被害者国選弁護制度	
	○損害賠償命令制度	
6	事件や裁判、犯人の状況を知る等の制度があります。	16
	○被害者等通知制度	
	○被害者等相談室、犯罪被害者支援室	
7	少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。	17
8	刑務所や少年院などには、心情等の聴取・伝達制度があります。	18
9	東京保護観察所には、心情等聴取・伝達制度などがあります。	19
10	警視庁には、被害者等に対する経済的支援の制度があります。 (医療費等公費支出)	20
11	犯罪被害給付制度があります。	21
12	東京都には、被害者等のための支援制度があります。	22
	○見舞金の支給	
	○転居費用の助成	
	○無料法律相談	
	○被害者参加制度における弁護士費用の助成	
13	民事法律扶助制度があります。	24
14	民事上の損害賠償請求制度があります。	25
15	税法上の軽減措置があります。	26
	○申告納付期限の延長	
	○所得控除	
	○納税緩和措置	
16	生活保護などの福祉制度があります。	27
17	都営住宅の入居における優遇抽せん制度があります。	28
	○犯罪被害者世帯	
	○DV被害者世帯	
18	警視庁には、被害者やご家族のための相談窓口があります。	29
19	暴力団などに関するあらゆる相談ができます。	30
20	被害者の様々なサポートをする支援機関があります。	31
21	各種相談窓口の紹介	32

1 被害にあったことで、心身に様々な反応が起こることがあります。

事件・事故の被害者になったり、身近な方が被害に巻き込まれたりすると、著しいストレスから心身の不調や特異な反応が出現することがあります。個人差がありますが「誰にでも起こりうるものである」ということを理解してください。

周囲の方々には、急かすことなく、温かい目で見守るとともに、必要に応じて支援の手を差し伸べてください。

被害者・ご家族に出現しやすい心身の不調や特異な反応

- 眠れなくなったり、途中で目が覚めやすくなったり、悪夢が増えたりする
- 食事量が大幅に減ったり増えたりする
- 感情が湧かなかったり、感情の制御が難しくなったりする
- 被害と関連することが頭から離れなかつたり、記憶がよみがえったりする
- 大きな不安や恐怖感に襲われる
- 集中力が続かなくなってしまう
- 小さな物音に驚いたり、反応したりする
- やる気が生じにくい、何も手に付かない
- 楽しみや喜びを感じにくくなってしまう
- 人を信じることができなくなってしまう
- 自責の念にかられることがある
- 被害を他人事のように思ったり、夢の中の出来事のように思ったりする



被害者・ご家族からお聞きする声

○何に困っているのかさえ分からない

事件・事故の当事者になると、何に困っているのかさえ分からないことがあります。信頼できる周囲の人や被害者支援都民センター（P31参照）などの支援団体（P33参照）に相談したり、力を借りてみることをお勧めします。

○被害を連想させることを避けたい

捜査機関との関わりを避けたくなり、着信に応答したくなくなるようなことさえあるかもしれません。そのようなときには、遠慮せずに担当捜査員や犯罪被害者支援室の相談窓口（P29参照）に気持ちを打ち明けてみることをお勧めします。

○重大な決断を焦ったことを後悔する

被害の影響などのため、普段よりも判断能力が低下しているにも関わらず、転職、離婚、大きな契約などを急いでしまい、後悔することがあります。状況次第では、重大な決断は急がないことをお勧めします。

被害者・ご家族に知ってほしいこと

○被害前の生活リズムを心掛けてください

無理は禁物ですが、自分の気持ちを冷静にモニタリングしたり、身近な人との関係を今まで以上に大切にしたりしながら、徐々に被害前の生活リズムを取り戻すような工夫をしてみてください。

○必要に応じて医療機関や専門家を頼ってください

心身の不調や特異な反応からの回復のペースは人それぞれですが、生活に大きな影響が出てしまっていたり、心身の不調や特異な反応が長く続いたりするならば、ためらわずに医療機関や専門家を頼ってみてください。

2 一般的な刑事手続は、次のように進みます。

犯罪の発生から刑の執行までの流れを**刑事手続**といい、これは、大きく、**捜査・起訴・裁判**の3つの段階に分かれます。

(5・6ページの「刑事手続の流れ」をご覧ください。)

捜査活動の段階

犯人を発見し、証拠を収集することなどによって、事実を明らかにすることを**捜査**といいます。

警察が犯人であると認める者を**被疑者**といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して、48時間以内に書類や証拠品とともに身柄を検察官に**送致**(※1)します。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して**勾留の請求**(※2)を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は、特別な場合を除いて、最長で20日間勾留されることとなります。

被疑者が勾留されている間にも、警察や検察は様々な捜査を行います。

※1 **送致**とは、警察が書類や証拠品とともに事件を検察官に送り届ける手続のことをいいます。被疑者を逮捕したときは、その身柄を拘束したときから48時間以内にこうした手続をしなければなりません。

※2 **勾留**とは、逮捕した被疑者(被告人)が逃亡したり証拠を隠すおそれなどがある場合に、その身柄を続けて拘束することをいいます。

起訴・不起訴の処分を決める段階

検察官は、警察から送られた書類や証拠品と検察官自らが被疑者や関係者を取り調べた結果等を検討し、被疑者を裁判にかけるか否かの処分を決定しますが、

○裁判にかける処分を**起訴**

○裁判にかけない処分を**不起訴**
といいます。

起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する**公判請求**、書面審理だけの裁判を請求する**略式命令請求**の2種類があります。

また、不起訴処分となった場合、告訴人・被害者等は、検察審査会に、その処分の当否について審査を申し立てることができます。

裁判の段階

被疑者が公判請求され、法廷が開かれる日が決められた後、裁判所において審理が行われ、判決が下されます。

起訴された段階で、被疑者は、**被告人**と呼び変えられます。

検察官や被告人が判決の結果に不服がある場合には、さらに、上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることができます。

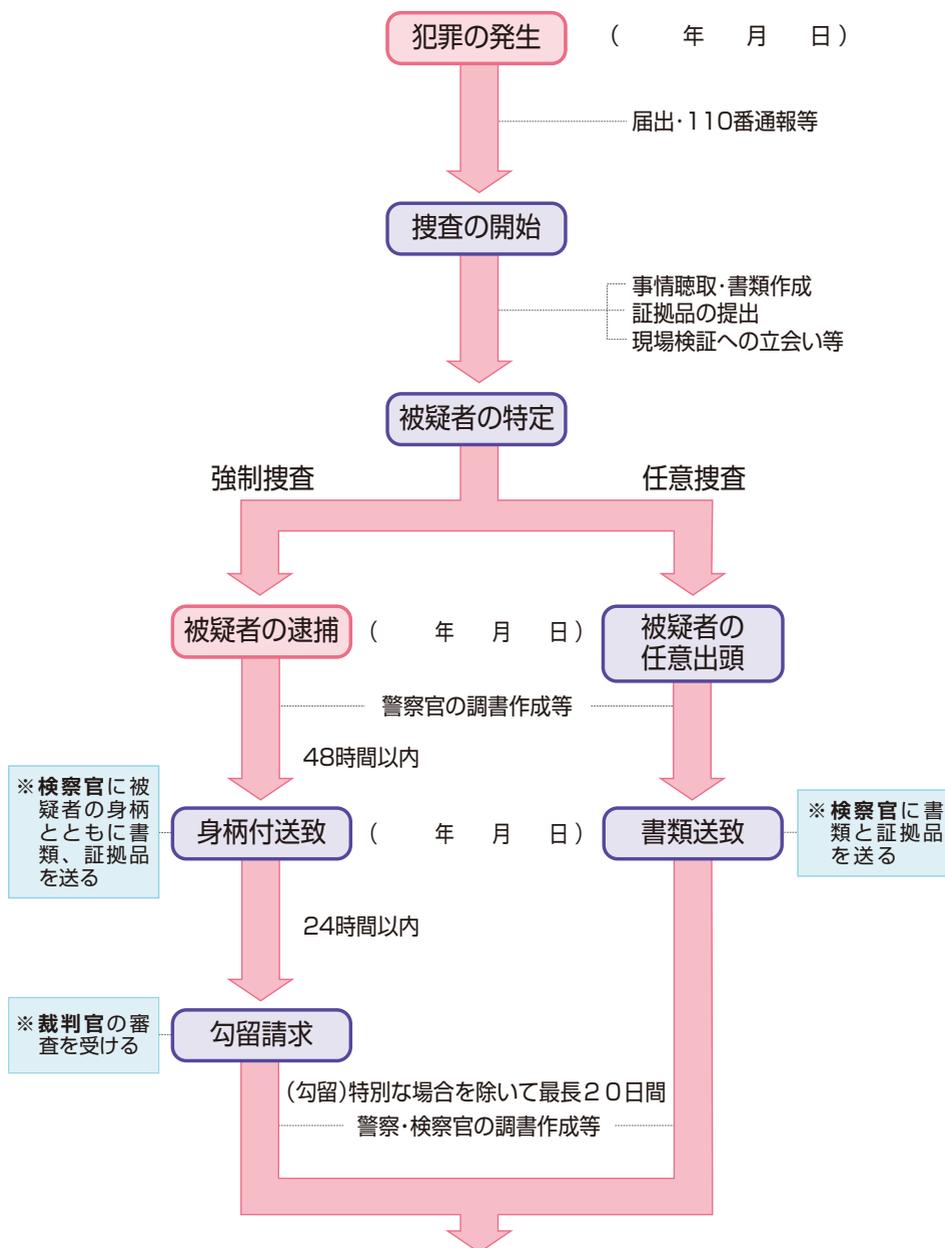
裁判を傍聴したい方は、事件を担当する裁判所、検察庁、事件を取り扱った警察署の捜査員又は被害者連絡員にお問い合わせください。

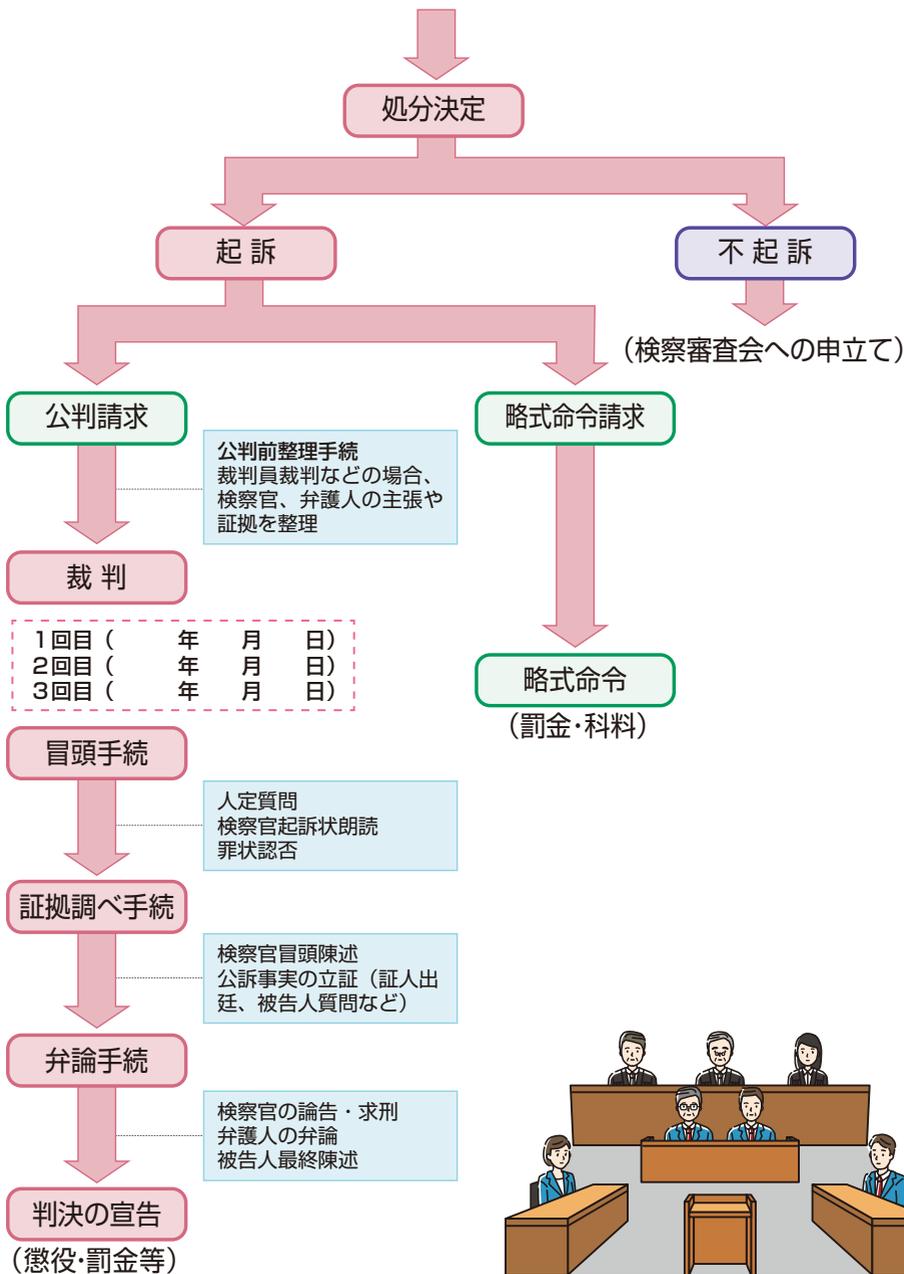
以上が一般的な刑事手続の概要ですが、犯人が少年（20歳未満）の場合には、少年審判手続による場合など、上記の手続とは違う場合があります。（7ページの「少年事件の手続」をご覧ください。）

◎問合せ先

- | | | |
|---------------------|---|---------------|
| ■東京高等裁判所 | } | ☎03-3581-5411 |
| ■東京地方裁判所 | | |
| ■東京地方検察庁被害者等相談室 | | ☎03-3592-7611 |
| ■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室 | | ☎042-548-5766 |
| ■事件を取り扱った警察署 | | |

刑事手続の流れ





少年事件の手続

犯人が少年（20歳未満）の場合は、原則として**少年審判手続**によって処理されるため、一般的な刑事手続とは異なります。

犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

○捜査等

14歳以上18歳未満の少年によって起こされた事件については、捜査を遂げた結果、

→ 禁錮以上の刑に当たる罪の場合は、検察官に送致します。送致を受けた検察官は、少年をどのような処分にするのが良いか意見を付け、家庭裁判所に送ります。

→ 罰金以下の刑に当たる罪の場合は、警察が直接、家庭裁判所に送致します。

18歳以上20歳未満の少年によって起こされた事件については、全て検察官に送致します。

○審判

家庭裁判所では、送致されてきた事件について、必要な調査を行い、**審判開始、審判不開始、検察官送致**などの決定をします。少年審判手続は非行少年の教育的な保護のために、家庭裁判所で行われる非公開の手続で、処罰を目的とする刑事手続とは異なります。

検察官送致（いわゆる逆送）は、少年が凶悪重大な犯罪を犯した場合など刑事処分が相当と認められる場合に行われ、検察官送致となった少年は原則として、20歳以上の者と同様の手続によって裁判を受けることとなります。

犯人が14歳未満の少年である場合

○調査等

警察では、**14歳に満たないで刑罰法規に触れる行為をした少年（触法少年）**については必要な調査を行い、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分ができます。調査の結果、**児童相談所に通告**することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思料するときは、**児童相談所に送致**します。

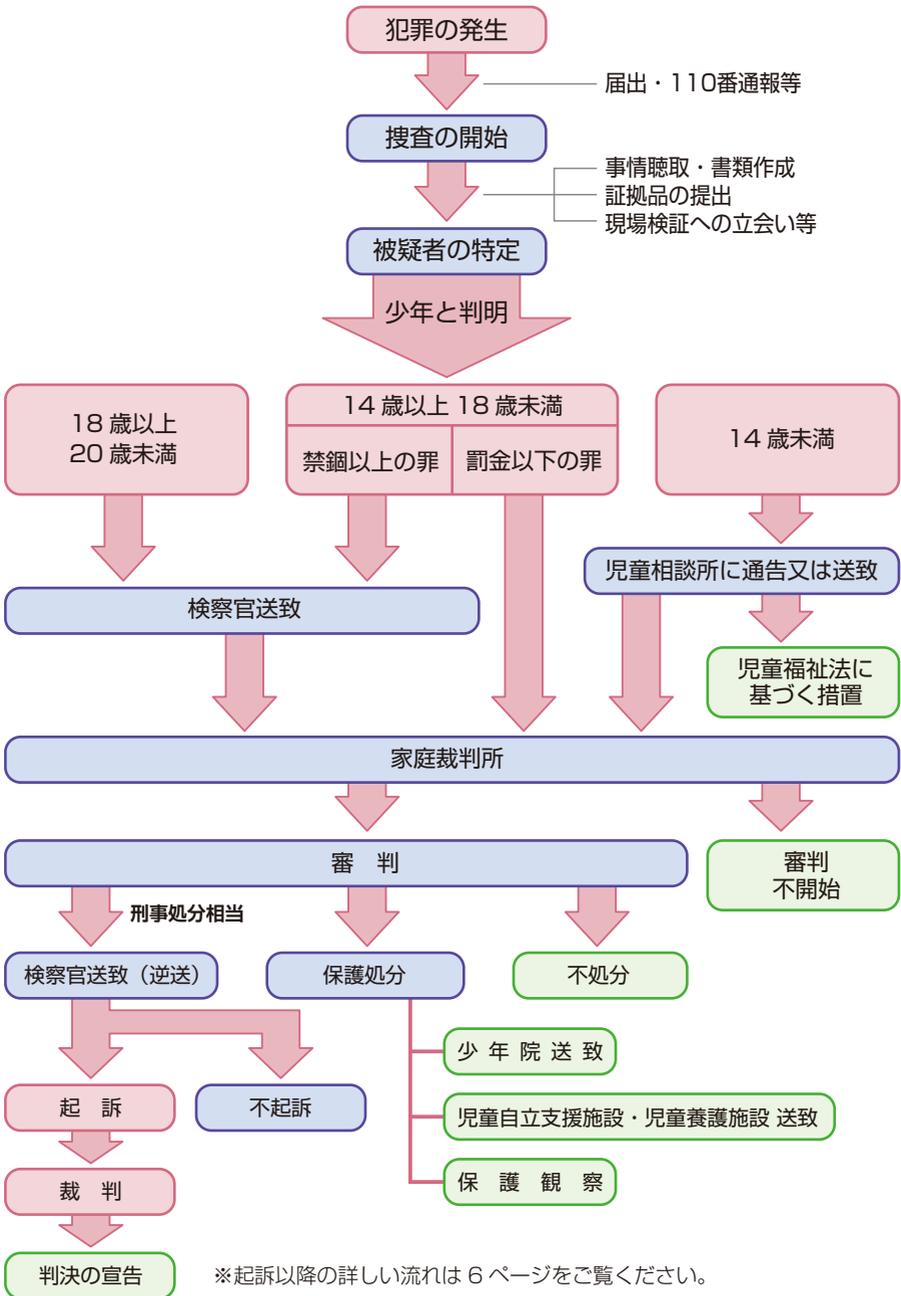
○児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（**児童自立支援施設への入所や里親への委託等**）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断した場合は**家庭裁判所に送り**、送られた少年は14歳以上の少年と同様に審判を開始するかどうかの決定を受けます。

○問合せ先

- | | |
|---------------------|---------------|
| ■東京家庭裁判所 | ☎03-3502-8311 |
| ■東京地方検察庁被害者等相談室 | ☎03-3592-7611 |
| ■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室 | ☎042-548-5766 |
| ■最寄りの児童相談所 | |
| ■事件を取り扱った警察署 | |

少年事件手続の流れ



3 被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いします。

被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いします。また、そのことで負担をおかけすることがあります。

事件を蒸し返されるようでつらいと思われるかもしれませんが、被疑者を逮捕し、処罰するために必要なことです。ご理解とご協力をお願いします。

※ 巻末に各種手続の予定や経過などを整理するための「記録欄」がありますので、その都度記入してご活用ください。

事情聴取

被害者やご家族が警察に被害を届け出ると、担当の捜査員が、被害の状況や犯人の様子などについて詳しく事情をお聞きます。思い出したくないこと、話したくないこともあると思いますが、犯罪の立証や被疑者の特定に欠くことのできない重要なことを捜査上の必要があってお尋ねするものです。

また、**事情を聴取する捜査員の性別はできる限り被害者のご希望を尊重します。担当捜査員に遠慮なくお申し出ください。**

被害者やご家族の方は、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることがあります。どうして同じことを繰り返し聞かれるのだろうかと思われるかもしれませんが、検察官が被疑者を起訴（不起訴）にするか、裁判所に対し、どの程度の刑罰を求めるかの判断をするために重要なことですから、ご理解とご協力をお願いします。

なお、被害直後から、捜査にご協力いただいて帰宅するまでの間、初期的支援を担当する警察官（初期支援要員）が被害者に付き添い、被害状況の聴取やお困りごとの相談に対応しております。



被害にあわれたお子さまの保護者・関係者の方へ

被害にあわれたお子さまの保護者や関係者の皆様へ、警察からいくつかお知らせがあります。是非ご一読いただき、分からない点などがございましたら、遠慮なく担当捜査員にご質問ください。

今後の捜査について

今回お子さまからお聞かせいただいた件に関して、後日あらためてお子さまから話しをお聞かせいただくこととなります。その際、必要と認めれば、お子さまが話す様子をビデオで記録する場合があります。このビデオは、事件捜査する上で非常に重要となりますので、ご理解ください。ビデオの記録が外部にでまわることはありませんのでご安心ください。ただし、裁判となった場合、裁判の関係者が視聴することがありますので、ご理解ください。

お子さまへの接し方について

お子さまの記憶はとても繊細ですので、**周りからのなにげない言葉がけで、時にお子さまの記憶している事実と異なる方向に導かれることがあります。**そのため、本日お子さまからお聞かせいただいた件に関して、**保護者・関係者の皆様がお子さまから話を聞き出したり、お子さまの前や聞こえる所から電話等で他の人と話すことはおやめください。**

もしも、お子さまが自分でこの件に関して話を始めた時は、質問せずに話を聞いてあげてください。その後、お子さまが話した通りの言葉を日時とともに記録し、担当捜査員にお伝えください。

保護者・関係者の皆様もお辛いと思いますが、お子さまの前で泣いたり、怒ったり、がっかりしないでください。お子さまには今強く守ってくれる大人が必要です。**くれぐれも、お子さまを叱ったり、根掘り葉掘り聞いたり、「それは間違っているんじゃない？」などと確認しないようにしてください。**

詳しくは、担当捜査員が配布した「保護者・関係者の皆様へ」の資料をご覧ください。

証拠品の提出と証拠資料の採取

被害時に着ていた服や所持品などを証拠品として提出していただくことがあります。犯罪を立証するために必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、身体や所持品等から付着物を採取させていただくことがあります。DNA型鑑定をはじめとする科学捜査に活用し、被疑者の特定や犯罪の立証のために行うものですので、ご協力をお願いします。

なお、提出していただいた所持品などは、証拠品として警察や検察で保管する必要がなくなれば、お返しします。

現場検証（実況見分）への立会い

被害者やご家族には、現場検証（実況見分）に立ち会っていただくことがあります。

現場検証（実況見分）とは、警察官が犯罪の現場などで、犯行の状況等を確認することをいいます。

正確を期するために、ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご理解とご協力をお願いします。

告訴※3

犯罪の中には、被害者等が告訴しなくても犯人を処罰できるものがありますが、過失傷害罪などの場合は、告訴が必要になり、犯人の処罰を明確に求める告訴状の提出と、警察官の調書の作成に応じていただくことが必要になります。

※3 告訴とは、犯罪の被害者、法定代理人（親権者、後見人）などの告訴権者が捜査機関に対し、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいいます。過失傷害罪などの「親告罪」とよばれる犯罪は、原則として被害者などからの有効な告訴がなければ、検察官は事件を起訴することができません。

裁判所への出頭（裁判で利用できる制度）

裁判が始まると、被害者やご家族には、裁判所で証言していただく場合があります。

その場合には、事前に検察官と打合せを行い、どんな証言をするのか、どんな質問を受けるのかなどについての詳しい説明を受けます。

また、被害者やご家族は、

- 証言する場合に、家族や心理カウンセラーなどに付き添ってもらうこと
- 証言する場合に、被告人や傍聴人から見えないように遮へい物を設置してもらうこと
- 法廷と別室をケーブルで結び、モニターを通じて証言すること（ビデオリンク方式）
- 性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしないこと
- 被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べること
- 被害者やご遺族などが事件の裁判を優先して傍聴すること
- 関係事件の公判記録を閲覧、コピーすること
- 裁判以外で被害者側と加害者側の間で民事上の和解が成立した場合には、刑事事件を審理している裁判所に対して、その和解内容を公判調書に記載するよう求めること（刑事和解）
- 検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ること

などを、担当の検察官を通じるなどして、裁判所に対して申し出ることができます。

詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）、警視庁犯罪被害者支援室又は東京地方検察庁被害者等相談室、犯罪被害者支援室等にお問い合わせください。

犯人からの報復などの心配がある場合には、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）にご相談ください。

◎問合せ先

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ■事件を取り扱った警察署 | |
| ■警視庁犯罪被害者支援室 | ☎03-3581-4321 内線 21233 |
| ■東京地方検察庁被害者等相談室 | ☎03-3592-7611 |
| ■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室 | ☎042-548-5766 |

4 警視庁には、警察での捜査の経過等をお知らせする制度があります。

被害者連絡制度

捜査などに支障のない限り、事件情報をお知らせします。

被害者やご家族は、犯人は誰なのか、犯人の処分状況はどうなっているのかなどについて、関心をお持ちだと思います。

警察では、捜査などに支障のない限り、以下に掲げる事項について、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）が事件情報をお知らせします。

また、ご希望により、交番などの警察官が防犯指導やパトロールなどを行います。

なお、事件のことを思い出したくないので、知らせてほしくない方は、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）にその旨をお話ください。

被疑者を逮捕していない場合

○捜査状況

についての情報をお知らせします。

被疑者を逮捕した場合

○被疑者逮捕の旨

○被疑者の氏名、住居、その他事件の概要

○被疑者の処分状況・送致先検察庁

などについての情報をお知らせします。

被疑者を逮捕せずに送致した場合

○被疑者の氏名、住居、その他事件の概要

○送致先検察庁

についての情報をお知らせします。

なお、犯人が少年の場合は、お知らせする内容などが若干異なる場合があります。

◎問合せ先

■事件を取り扱った警察署

5 刑事裁判に参加する制度などがあります。

被害者参加制度

一定の犯罪の被害者やご家族等が刑事裁判に直接参加することができる**被害者参加制度**があります。

対象者

- ① 殺人、傷害、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 不同意性交等、不同意わいせつ等の罪
- ③ 逮捕及び監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ ②～④の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑥ 交通事故に関する罪（過失運転致死傷等）
- ⑦ ①～⑤の未遂罪

の被害者本人や法定代理人（未成年者の両親等）、被害者本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

手続

起訴された後に、被害者やご家族等が刑事裁判への参加について、事件を担当する検察官にお申し出ください。

申出を受けた検察官が、意見を付して裁判所に通知します。

内容

裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

参加を許された被害者参加人は、

- 原則として、公判期日に出席すること
- 検察官の権限行使に関して意見を述べたり、説明を求めること
- 情状に関する証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、証人を尋問すること
- 意見を述べるために必要と認められる場合に、被告人に質問すること
- 証拠調べが終わった後、事実又は法律の適用について、法廷で意見を述べること

ができます。

※ 警視庁では、早期の段階から被害者支援に精通した弁護士への法律相談等を可能にするため弁護士会等と連携しています。

詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員(被害者連絡員)に遠慮なくお申し出ください。

被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日に出席したり被告人質問などの行為を弁護士に委託することもできますが、資力（現金、預金等の合計額。請求の日から6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除されます。）が200万円に満たない場合には、裁判所に対し、日本司法支援センター（法テラス）を經由して、弁護士（「被害者参加弁護士」と呼ばれます。）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

ご希望の場合は、日本司法支援センター（法テラス）にお申し出ください。

※ 資力が200万円以上500万円未満の被害者等は、東京都の支援制度を利用できる場合があります。詳しくは23ページをご覧ください。

損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件を担当している裁判所に対し、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

◎問合せ先

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ■事件を取り扱った警察署 | |
| ■警視庁犯罪被害者支援室 | ☎03-3581-4321 内線 21233 |
| ■東京地方検察庁被害者等相談室 | ☎03-3592-7611 |
| ■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室 | ☎042-548-5766 |
| ■日本司法支援センター（法テラス） | ☎0120-079714 |

6 事件や裁判、犯人の状況を知る等の制度があります。

被害者等通知制度

検察庁には、犯罪の被害にあわれた方々に、事件の処分結果などを通知する「被害者等通知制度」があります。

対象

- 被害者、その親族又はこれに準ずる方で通知を希望する方
- 目撃者、その他参考人などで通知を希望する方（一部の通知を除く。）

内容

事案に応じて

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果
- 犯人の身柄の状況
- 犯人の刑務所における処遇状況
- 犯人の刑務所からの出所に関する情報
- 死刑を執行した事実

方法

書面又は口頭でお知らせします。

検察官から事情聴取を受ける方は、その際に検察官に通知希望をお伝えください。それ以外の方は、東京地方検察庁又は東京地方検察庁立川支部の被害者等相談室、犯罪被害者支援室に連絡してください。

被害者等相談室、犯罪被害者支援室

東京地方検察庁は、被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため被害者等相談室、犯罪被害者支援室を設けています。

被害者等からの様々な相談の対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還などの各種手続の手助けや被害者支援の関係機関・団体の紹介などの支援活動を行います。

◎問合せ先

■東京地方検察庁被害者等相談室

☎03-3592-7611

■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室

☎042-548-5766

7 少年による事件の被害者等には、 次のような制度があります。

少年による事件の被害者等は、家庭裁判所に申し出ると、

- 審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除かれます。）を閲覧、コピーすること
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べること
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた事件、過失運転致死傷等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の事件について、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴すること
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けること
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けること

ができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

また、加害者（少年）の審判結果が「少年院送致」又は「保護観察」であった場合は、被害者等が、「少年院送致」の場合は少年鑑別所、「保護観察」の場合は保護観察所に申し出ると、

- 少年院又は保護観察中の処遇状況などについて通知を受けることができます。

詳しくは、お近くの少年鑑別所又はお住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。



◎問合せ先

- | | |
|-------------------|---------------|
| ■東京家庭裁判所 | ☎03-3502-8311 |
| ■東京家庭裁判所立川支部 | ☎042-845-0365 |
| ■東京少年鑑別所 | ☎03-3931-1141 |
| ■東京西少年鑑別所 | ☎042-500-5271 |
| ■東京保護観察所犯罪被害者等相談室 | ☎03-3597-0132 |

8 刑務所や少年院などには、心情等の聴取・伝達制度があります。

刑務所や少年院などでは、加害者が受刑・在院している間、被害にあわれた方から被害に関する心情等をお聴きし、被害にあわれた方が希望する場合は、これを受刑中・在院中の加害者に伝えることができます。

対象

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者など）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

内容

対象となる加害者は、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）に収容されている受刑者と少年院に収容されている在院者となります。

- 施設の担当職員が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中・在院中の加害者の生活や行動に関するご意見をお伺いします。
- 加害者への伝達を希望される場合、お伺いした心情等を記載した書面を加害者の面前で読み上げて伝達します。
- ご希望に応じ、伝達の際に加害者が述べたことをお知らせします。
- 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

利用について

制度をご利用いただくには、申出書のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要になります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>



◎問合せ先

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ■東京矯正管区 | ☎048-600-1500 |
| ■東日本成人矯正医療センター | ☎042-542-0328 |
| ■府中刑務所 | ☎042-330-0023 |
| ■東京拘置所 | ☎03-3602-7003 |
| ■立川拘置所 | ☎042-540-4441 |
| ■多摩少年院 | ☎042-627-2532 |
| ■東日本少年矯正医療・教育センター | ☎042-542-0024 |
| ■愛光女子学園 | ☎03-3480-2178 |
| ■東京少年鑑別所 | ☎03-3931-1141 |
| ■東京西少年鑑別所（東京西法務少年支援センター） | ☎042-500-5271 内線7722 |

9 東京保護観察所には、心情等聴取・伝達制度などがあります。

東京保護観察所には、犯罪の被害にあわれた方々のために

○心情等聴取・伝達制度

○被害者等通知制度

○相談・支援

の制度の窓口があり、専任の担当者に対応しております。

対象

主として被害者又はそのご遺族で、制度の利用を希望される方

内容

○保護観察中の加害者に対し、被害者の方の心情を伝えることができます。

○加害者の保護観察の開始・終了・状況などをお知らせします。

○専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

利用について

○相談・支援以外の制度は利用できる期間が限られています。

○制度をご利用いただくには、申出書のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要になります。

○対象となる方の範囲、申出先、申出の手続、必要書類等は制度によって異なります。

詳しくは東京保護観察所犯罪被害者等相談室までお問い合わせください。



◎問合せ先

■東京保護観察所犯罪被害者等相談室

☎03-3597-0132

10 警視庁には、被害者等に対する経済的支援の制度があります。（医療費等公費支出）

警視庁では、傷害などの被害にあわれた方の経済的負担を軽減するため、一定の条件の下、医療費等を公費で支出しています。（一部上限あり）

傷害などの被害にあわれた方

- 被害事実を立証するための「**診断書料**」
- 診断書を作成するために受診した際の「**診察料**」（上限あり）
- 精神的な被害を回復させるための「**カウンセリング費用**」（上限あり）

性犯罪の被害にあわれた方

- 「**緊急避妊薬費用**」
- 「**性感染症検査費用**」
- 「**人工妊娠中絶費用**」
- 上記処置に伴う「**診察料**」（上限あり）
- 精神的な被害を回復させるための「**カウンセリング費用**」（上限あり）

ご家族を亡くされた方

- 精神的な被害を回復させるための「**カウンセリング費用**」（上限あり）

詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）又は警視庁犯罪被害者支援室にお問い合わせください。



◎問合せ先

- 事件を取り扱った警察署
- 警視庁犯罪被害者支援室

☎03-3581-4321内線21223

11 犯罪被害給付制度があります。

通り魔殺人等の故意の犯罪行為によって、不慮の死を遂げた方のご家族、重傷病を負った方、障害が残った方に、国が給付金を支給するものです。

給付金の種類と受給資格者

○遺族給付金

故意の犯罪によって死亡された方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹のうち、第一順位遺族の方（順位は、番号順）に支給されます。

なお、犯罪が原因で不幸にして亡くなられた場合は、死亡に至るまでの保険診療による医療費の被害者負担額が3年間を限度として加えて支給されます。

○重傷病給付金

重傷病(1か月以上の加療かつ3日以上入院を要する負傷、1か月以上の加療かつ3日以上労務に服することができないPTSDなどの精神疾患)を負った方に、3年間を限度として、保険診療による医療費の被害者負担相当額が被害者本人に支給されます。

○障害給付金

障害の残った被害者本人に支給されます。(障害等級第1～14級)

※当該犯罪行為が行われたときにおいて、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない被害者やご遺族の方は、受給対象から除かれます。

支給額

被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

ただし、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

申請手続

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときではできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請をすることができます。

◎問合せ先

- 警視庁犯罪被害者支援室
- お近くの警察署（警務係）

☎03-3581-4321 内線 21222

12 東京都には、被害者等のための支援制度があります。

- ※ 下記の支援制度のご利用に当たっては、被害届が提出されているなど、被害を受けた事実が客観的に確認できることが必要となります。
- ※ その他、支援制度ごとに必要な要件があります。詳しくは各相談窓口ご相談ください。

見舞金の支給

犯罪被害にあわれた都民の方やご遺族である都民の方に見舞金を支給します。

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 10万円

《対象となる方》

- ・殺人、傷害など故意の犯罪行為により生命や身体への被害を受けた方の遺族(都民)、及び同被害により重傷病となった都民

《主な要件》

- ・重傷病の場合は、医療機関における治療に1か月以上かつ入院3日以上を要したこと
- ・犯罪発生の日から1年以内に申し出があること

東京都総合相談窓口(公益社団法人 被害者支援都民センター)へご相談ください

受付時間 月・木・金 9:30~17:30 火・水 9:30~19:00 ※祝日、年末年始を除く

電話 03-3222-9050
042-506-1042 (多摩支所)

転居費用の助成

都民の方が、犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。

○転居等の実費のうち最大20万円まで

《対象となる方》

- ・殺人、傷害、性犯罪など故意の犯罪行為により生命や身体への被害を受けた都民、及び同居していた遺族

《主な要件》

- ・自宅や自宅付近で被害にあわれ、自宅に住み続けることが困難になったこと
- ただし、性犯罪被害については原則、住居又はその付近でなくても東京都内で被害を受けた場合は対象となります。
- ※性犯罪とは、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(これらに準じると認められる場合を含む)等とします。
- ・犯罪発生の日から1年以内に申し出があること

東京都総合相談窓口(公益社団法人 被害者支援都民センター)へご相談ください

受付時間 月・木・金 9:30~17:30 火・水 9:30~19:00 ※祝日、年末年始を除く

電話 03-3222-9050
042-506-1042 (多摩支所)

無料法律相談

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士が直接電話に対応し、その後、必要に応じて面接による相談ができます。

○面接相談：最大1時間30分まで無料

《対象となる方》

- ・犯罪被害を受けた都民及びその家族・遺族
- ・都内で発生した犯罪による被害を受けた都内在勤・在学の方及びその家族・遺族

弁護士会 犯罪被害者支援センターへご相談ください

受付時間 月～金 11:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く

電話 03-3581-6666

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同設置しています。弁護士が直接電話に応じ、まずは電話相談（30分程度）を行います。その後、必要に応じて面接相談を受けることができます。いずれも無料です。

※制度内容については、東京都総務局人権部人権施策推進課へお問い合わせください

受付時間 月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始を除く

電話 03-5388-2589

被害者参加制度における弁護士費用の助成

故意の犯罪行為による被害にあわれた被害者の方やご遺族の方などが、その犯罪被害に関する刑事裁判に出席したり、被告人質問などを行う「被害者参加制度」の利用に関して、弁護士に委託した場合の着手金の一部を助成します。

※ 令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害を対象としています。

○弁護士費用（着手金）のうち最大10万円まで

《対象となる方》

- ・都内で発生した犯罪被害を受けた都民及びその親族であり、被害者参加制度の許可を受けていること（ただし、被害者参加人のための国選弁護士制度に該当せず、都の資力要件に該当している必要があります。）

弁護士 または 無料法律相談 までご相談ください

※制度内容については、東京都総務局人権部人権施策推進課へお問い合わせください

受付時間 月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始を除く

電話 03-5388-2589

◎問合せ先

■東京都総務局人権部人権施策推進課

☎03-5388-2589

13 民事法律扶助制度があります。

日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）では、経済的に余裕のない方のために民事法律扶助事業を行っています。

なお、弁護士・司法書士費用等の立替えに当たっては資力などの審査があります。

民事法律援助

- 法律相談援助（弁護士・司法書士による無料法律相談）
- 代理援助（弁護士・司法書士費用等の立替え）
- 書類作成援助（裁判所に提出する書類の作成を弁護士・司法書士に依頼する費用の立替え）

援助を受けるには

①資力が一定額以下であること

原則として申込者と配偶者の収入・資産を合計した金額で判断します（夫婦間の紛争を除く。）。

基準A 収入等が一定額以下であること			
法律相談援助の場合			
月収（賞与を含む手取り年収の1/12）の基準は次のとおりです。			
単身者	2人家族	3人家族	4人家族
200,200円以下 (182,000円以下)	276,100円以下 (251,000円以下)	299,200円以下 (272,000円以下)	328,900円以下 (299,000円以下)
※（ ）内は、東京、大阪などの大都市以外の地域の基準です。 ※5人家族以上は、1人増につき33,000円(30,000円)が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費があり、生計が困難であるといった事情も考慮できます。 ※家賃、住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその金額が加算されます。（ ）内は東京都特別区在住者以外の基準です。 単身者 / 53,000円(41,000円) 2人家族 / 68,000円(53,000円) 3人家族 / 85,000円(66,000円) 4人家族以上 / 92,000円(71,000円)			
代理援助・書類作成援助の場合			
同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額と申込者及び配偶者の月収との合計額が、上表の基準以下であることが必要となります。			

基準B 保有資産が一定額以下であること			
法律相談援助の場合			
現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。			
単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下
※医療費、教育費などの出費があり、生計が困難であるといった事情も考慮できます。			
代理援助・書類作成援助の場合			
不動産（自宅や係争物件を除く）、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が、上表の基準以下であることが必要となります。			

※基準A、Bの両方を満たす必要があります。

②勝訴の見込みがないとはいえないこと

③民事法律扶助の趣旨に適すること

法律相談援助（無料法律相談）を受けることができるのは、①③の条件を満たす方です。代理援助・書類作成援助（弁護士・司法書士費用等の立替制度）を利用することができるのは①②③すべての条件を満たす方です。

手続

申込みは、事前に電話でご予約ください。

詳しくは、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）へお問い合わせください。

◎問合せ先

- 日本司法支援センター（法テラス）
 - ・犯罪被害者支援ダイヤル
 - ・法テラス東京

☎0120-079714

☎0570-078301

14 民事上の損害賠償請求制度があります。

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条以下）に該当し、被害にあわれた方やご家族を犯罪被害で亡くされた方は、加害者などに対して財産的損害及び精神的損害の賠償請求を行うことができます。

不法行為による損害賠償請求制度は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるものであり、刑事手続とは異なりますので、弁護士会などにご相談ください。



◎問合せ先

■東京弁護士会（犯罪被害者支援相談窓口）

■第一東京弁護士会（ 〃 ）

■第二東京弁護士会（ 〃 ）

☎03-3581-6666
月～金 11:00～16:00
※祝日・年末年始を除く

■東京三弁護士会多摩支部（犯罪被害者支援相談窓口）

☎042-548-3870
火 13:00～16:00
※祝日・年末年始を除く

※ 犯罪被害者の方からの法律相談を弁護士がまず電話にてお受けします。電話相談の中で弁護士が面接の必要性があると判断した場合、弁護士と面談日を設定します。

（初回無料 2回目以降は30分5,000円（消費税別））

■日本司法支援センター（法テラス）

・ 犯罪被害者支援ダイヤル

☎0120-079714

・ 法テラス東京

☎0570-078301（東京）

・ 〃 上野

☎0570-078304（上野）

・ 〃 多摩

☎0570-078305（多摩）

・ 〃 八王子

☎0570-078307（八王子）

※ 犯罪被害者等の支援に関する知識や経験のある弁護士を紹介します。

15 税法上の軽減措置があります。

犯罪被害にあわれた方は、「申告・納付期限の延長」、「所得控除」、「納税緩和措置」等が認められる場合があります。詳しくは、二次元コードから国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

申告納付期限の延長

犯罪被害により申告・納付等をその期限までにできない方は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。



所得控除

犯罪被害により心身への傷害を受けた方は、所得税の計算において、以下のような所得控除が認められる場合があります。

○医療費控除

納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、その医療費の額を基に計算される金額が控除されます。

○障害者控除

納税者ご本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合に27万円（特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円）が控除されます。

○寡婦・ひとり親控除

納税者ご本人が寡婦やひとり親に該当する場合は、寡婦の方は27万円、ひとり親の場合は35万円が控除されます。



納税緩和措置

犯罪被害により心身への傷害を受けた方は、所轄税務署長に申請することにより、以下のような納税緩和措置の適用を受けることができます。

○納税の猶予

納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大1年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。

○換価の猶予

国税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときには、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。



その他

納税証明書の手数料が不要となる場合があります。

◎問合せ先

■最寄りの税務署

■国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

16 生活保護などの福祉制度があります。

犯罪によって扶養義務者・配偶者等を亡くされた、けがや後遺症により障害を負わされた等により、経済的に困窮し生活に困っている方については、利用できる制度として生活保護制度があります。

保護は申請に基づき、申請される方の世帯構成や収入などの状況に応じて、保護の受給可否が決定されます。

保護費は、生活扶助（生活費）とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産等の費用）があります。

また、ひとり親となった方には、母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭となった方には母子生活支援施設への入居などの福祉制度があります。



◎問合せ先

■区役所、町役場の福祉担当窓口又は、区市部は各区市の福祉事務所、町村部は都西多摩福祉事務所、島しょ部は都の各支所

17 都営住宅の入居における優遇抽せん制度があります。

犯罪などによって従前の住居に住むことが困難となった方に対しては、下記の条件に該当すれば、都営住宅への申込みの際に優遇措置（優遇抽せん等）を受けることができます。

犯罪被害者世帯（当せん確率が「一般世帯」の5倍になります。）

申込者本人若しくは同居親族のうち1人が、殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった方で、被害にあったことが警察の証明等で確認でき、犯罪被害にあってから5年以内の方

DV被害者世帯（当せん確率が「一般世帯」の5倍になります。）

申込者本人又は同居親族のうち1人が、配偶者等から暴力を受けた被害者で①又は②に当てはまる方

- ① 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は女性自立支援施設において保護を受けてから5年以内の方
- ② 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の方

※ 「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。
※ 単身のDV被害者の方につきましては、単身者向けの募集に応募することができます（優遇抽せんはありません。）

募集時期

- 家族向・単身者向 年2回（5月・11月）
- 単身者向 年2回（2月・8月）

申込資格

- 東京都内に住んでいること（単身者向に応募する場合は、東京都内に継続して3年以上居住していること）
- 世帯の所得が所得基準内であること（2人家族の場合、0円～2,276,000円）
- 暴力団員でないこと

優遇抽せん

家族向けの募集における抽せん方式で、一定の優遇資格のある世帯について、一般世帯よりも当せん確率が高くなる制度です。

◎問合せ先

■東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎03-3498-8894

18 警視庁には、被害者やご家族のための 相談窓口があります。

警視庁では、犯罪により心に深い傷を負った被害者やご家族の精神的な支援を行うため、電話や面接による相談を受けています。

「被害者カウンセラー」による面接相談

犯罪被害者支援室には、公認心理師の資格を有する職員（被害者カウンセラー）が在籍しています。被害者カウンセラーによる対応を希望される方は、担当捜査員又は犯罪被害者支援室までお問い合わせください。

警視庁犯罪被害者ホットライン

さあいくなら なやみゼロ
☎03-3597-7830（月～金 8:30～17:15）
※ 土・日・祝日、年末年始を除く

- 悲しくて泣きたくなる
- 何もする気にならない
- 自分にも責任があるのでは・・・と考えてしまう
- いつも不安だ
- つらさを誰にもわかってもらえない

などの悩みや相談にお応えしています。

匿名でも相談できます。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。



性犯罪被害相談電話（ハートさん） ☎#8103

- 性犯罪の被害にあわれた方が少しでも相談しやすいように警察庁で設置した全国共通番号です。
- 都内でこの番号にダイヤルすると、警視庁の性犯罪被害相談電話窓口につながります。
- 24時間対応です。

◎問合せ先

- 警視庁犯罪被害者ホットライン ☎03-3597-7830
- 警視庁犯罪被害者支援室 ☎03-3581-4321 内線 21232
- 事件を取り扱った警察署
- その他の相談窓口については、「21 各種相談窓口の紹介」をご覧ください。

19 暴力団などに関するあらゆる相談ができます。

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターでは、暴力団などに関する困り事などに関して、豊富な経験を有する暴力追放相談委員が相談に応じるほか、センターで委嘱している民事介入暴力専門の弁護士による相談にも応じています。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

また、支援事業として、

- 暴力団などから犯罪の被害を受けた方が、加害者である暴力団などを相手方として損害賠償請求の民事訴訟を起こす際、そのケースに応じて、民事訴訟手続などに関する費用の貸付け
- 暴力団員等による不当な行為の被害者に対する見舞金等の支給（ただし支給要件あり）
- 暴力団追放運動等の推進者等が被害に遭った場合の見舞金等の支給（ただし支給要件あり）

などを行っています。



◎問合せ先

■公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
ホームページ <https://boutsui-tokyo.com>



☎0120-893-240

☎03-3291-8930

■警視庁暴力ホットライン

☎03-3580-2222

20 被害者の様々なサポートをする支援機関があります。 ～ 公益社団法人 被害者支援都民センター ～

活動目的

公益社団法人被害者支援都民センターは、犯罪等の被害者やご家族に、精神的支援やその他各種支援活動を行い、被害の回復及び軽減に当たるとともに、社会全体の被害者支援意識を高めることを目的とする公益法人です。

業務内容

多様な被害者支援の活動を無料で行っています。
なお、センターの職員には、法律により守秘義務が課せられています。

○電話相談

☎ 03-3222-9050 (月・木・金 9:30～17:30、火・水 9:30～19:00)
多摩支所 042-506-1042 ※祝日、年末年始を除く
FAX 03-3222-9053 (24時間受付)

○面接相談

犯罪被害相談員による継続的な相談及び公認心理師によるカウンセリングを必要に応じて行っています。
都民センター(千代田区)及び多摩支所(立川市)で面接相談を行っているので、まずは電話(03-3222-9050又は042-506-1042)でお問い合わせ下さい。

○ホームページによる相談

<https://www.shien.or.jp> (相談コーナーで24時間受付)

○被害者への直接的支援

自宅訪問、病院・警察署・検察庁・裁判所等への付添いを必要に応じて行っています。

○被害者自助グループへの支援

同じような犯罪の被害にあわれたご遺族の方々に交流場所を提供しています。

○被害者支援に関する広報・啓発・研究活動

○セミナー、キャンペーンの開催など

◎問合せ先

■公益社団法人被害者支援都民センター事務局
ホームページ <https://www.shien.or.jp>



☎03-3222-9052
FAX 03-3222-9053

21 各種相談窓口の紹介

警視庁の相談窓口

種別	相談先	所在地	電話番号
警察相談の総合受付	総合相談センター	千代田区霞が関 2-1-1 警視庁本部	03-3501-0110 # 9110
犯罪被害者相談 (犯罪などの被害による心の悩み相談)	犯罪被害者 ホットライン		03-3597-7830
犯罪被害者の給付金 に関する相談	犯罪被害者支援室		03-3581-4321 内線 21222
性犯罪被害相談	ハートさん		# 8103
暴力団犯罪に関する 相談	暴力ホットライン		03-3580-2222
犯罪の被害を受けた 少年の相談	ヤング・テレホン・ コーナー	千代田区霞が関 2-1-1 警視庁本部	03-3580-4970
	大森少年センター	大田区大森西 5-17-23	03-3763-0012
	世田谷少年センター	世田谷区若林 4-5-17	03-3419-0019
	新宿少年センター	新宿区北新宿 4-6-1	03-5348-3415
	巣鴨少年センター	豊島区巣鴨 3-19-7	03-3918-9214
	台東少年センター	台東区上野桜木 2-12-7	03-3828-1044
	江戸川少年センター	江戸川区中央 3-4-4	03-3651-8567
	立川少年センター	立川市柴崎町 2-14-10	042-522-6938
サイバー犯罪に 関する相談	サイバー犯罪対策課 相談専用ダイヤル	—————	03-5805-1731
電車内・駅での痴漢 の被害に関する相談	鉄道警察隊 東京分駐所	千代田区丸の内 1-9-1 東京駅 (北自由通路)	03-3581-4321 内線 7450-3581
	鉄道警察隊 新宿分駐所	新宿区新宿 3-38-1 新宿駅 (中央東口改札内)	
	鉄道警察隊 上野分駐所	台東区上野 7-1-1 上野駅 (入谷改札前)	
	鉄道警察隊 立川分駐所	立川市曙町 2-1-1 立川駅 (自由通路)	

他の相談窓口

種別	相談先	所在地	電話番号
犯罪被害に関する相談	公益社団法人 被害者支援都民センター	千代田区三番町1-5 石油健保ビル2階	03-3222-9050
暴力団犯罪に関する相談	公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター	千代田区内神田 1-1-5	0120-893-240 (フリーダイヤル) 03-3291-8930
配偶者からの暴力(DV)に関する相談	東京都女性相談支援センター	—————	03-5261-3110
	東京都女性相談支援センター多摩支所	—————	042-522-4232
	東京ウィメンズプラザ	—————	03-5467-1721
	男性のための悩み相談	—————	03-3400-5313
	LINE相談「ささえるライン@東京」	—————	東京ウィメンズプラザHPで 詳細をご確認ください
性犯罪・ 性暴力の相談	東京都性犯罪・性暴力被害者ワストップ支援センター <性暴力救援ダイヤル NaNa> (民間支援団体(SARC 東京))	—————	#8891 0120-8891-77 (フリーダイヤル) 03-5577-3899
犯罪被害者子弟の奨学金の申請などに関する相談	公益財団法人犯罪被害救援基金相談コーナー	千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内	03-5226-1021
心の悩み・相談	東京いのちの電話	—————	03-3264-4343
	東京多摩いのちの電話	—————	042-327-4343
	東京都女性相談支援センター (女性のみ)	—————	03-5261-3110
	東京都女性相談支援センター多摩支所 (女性のみ)	—————	042-522-4232
	東京都立 中部総合精神保健福祉センター	世田谷区上北沢 2-1-7	03-3302-7711
	東京都立 多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢 2-1-3	042-371-5560
	東京都立精神保健福祉センター	台東区下谷 1-1-3	03-3844-2212
犯罪の被害を受けた少年の相談	よいこに電話相談	—————	03-3366-4152
	東京子供ネット	—————	0120-874-374 (フリーダイヤル)
弁護士による法律相談	東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会	千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館内	03-3581-6666
	東京三弁護士会多摩支部	立川市緑町 7-1 立飛ビル8号館2階	042-548-3870
法律相談・被害者等の支援に経験や理解のある弁護士の紹介	日本司法支援センター(法テラス) 犯罪被害者支援ダイヤル	—————	0120-079714 (フリーダイヤル)
	日本司法支援センター 法テラス東京	新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 13階	0570-078301
	日本司法支援センター 法テラス上野	台東区上野 2-7-13 JTB・損保 ジャパン上野共同ビル6階	0570-078304
	日本司法支援センター 法テラス多摩	立川市曙町 2-8-18 東京建物ファール立川ビル5階	0570-078305
	日本司法支援センター 法テラス八王子	八王子市明神町 4-7-14 八王子ONビル4階	0570-078307

※受付する曜日・時間は、相談先に確認してください。

初期支援要員			警察署（隊）
		課	係（隊）
	階級	氏名	
	☎		（内線 ）
被害者連絡員			警察署（隊）
		課	係（隊）
	階級	氏名	
	☎		（内線 ）

※記入又は名刺を貼付しておきましょう。

もう一度 あなたの笑顔を見たいから
～相談してみませんか～

被害にあわれた方へ
（身体犯被害者・ご家族用）
令和 7年 3月 第29版
編集・発行 / 警視庁犯罪被害者支援室



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう